

部屋を借りる人のためのガイドブック

Guidebook for Tenants

租房人士指南

세입자를 위한 가이드 북

Sách hướng dẫn dành cho người thuê nhà



こうえきしゃだんほうじん ゼンコクたくち たてものとりひきぎょうきょうかい
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

こうえきしゃだんほうじん ゼンコクたくち たてものとりひきぎょう ほ しょうきょうかい
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

日本で生活を始めるあなたへ

この小冊子は、あなたが日本で賃貸住宅に住む時のガイドブックです。
 「部屋探しの流れ」「契約」「入居中の規則」「退去時の諸手続き」「緊急災害時への備え」などについて書かれています。
 特に「不動産用語」や「入居中の規則」については、あなたの国とは異なる点がありますので、このガイドブックをよく読み、正しく理解をして部屋探しを始めてください。
 夢のある充実した生活をお送りくださることを心より応援いたします。

日本語

こうえきしゃだんほうじん せんこくたくち たてものとりひきぎょうきょうかいれんごうかい
 公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
 こうえきしゃだんほうじん せんこくたくち たてものとりひきぎょう ほ しょうきょうかい
 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会



もくじ 目次と収録内容

日本語

英語
English

中国語
中文

ハングル
한글

ベトナム語
Tiếng Việt

● 部屋探しの流れ	2
● 住まいを探す前に(部屋探しチェックリスト)	4
① 不動産店を訪問	5
② 契約をする	6
③ 入居する	7
④ 入居中の規則	8
⑤ 契約が終わるとき	11
⑥ 緊急時・災害への備え	12
● 不動産用語の説明	15
● お役立ち情報、他	16

●部屋探しの流れ

日本での部屋探しでは、あなたの国と異なる商習慣も多いと思います。
まず、このページでは、日本での部屋探しから入退去までの流れをまとめました。詳しくは、参照ページを確認してください。

す 住まい（部屋）を探す前に
— 部屋探しチェックリスト p.4

① 不動産店を訪問

- 希望条件が整理できたら、不動産店に相談してみよう
- 希望する条件を話し、部屋が見つかったら下見をする p.5



② 契約をする

- 契約の準備
- 契約をする

p.6



③ 入居する

- 室内の確認
- 電気・ガス・水道の申込み
- 洗濯機の設置など

p.7



4 入居中の規則

- 家賃・共益費の支払い
- 部屋使用の規則
- 生活ルール など

p.8

日本語

5 契約が終わるとき

- 契約終了時の注意事項
- 原状回復
- 電気・ガス・水道の解約 など

p.11



6 緊急時・災害への備え

- 地震
- 火事
- 停電、ガス漏れ、水漏れ など

p.12



ふどうさんようごせつめい
不動産用語の説明
やくだじょうほう
お役立ち情報

p.15
p.16

●住まい(部屋)を探す前に

- まずは、以下のチェックリストを参考にあなたの希望条件を整理してみましょう。
- 学生の方は学校に相談してみるのもよいでしょう。
- 希望条件が整理できたら、優先順位を決めてみましょう。一番は、「家賃の額」ですか。それとも「駅からの距離」ですか。ここでの整理は、これから部屋を探すうえで大変重要なものです。しっかり考えて整理してください。
- 日本語がわからない方は、日本語のよくわかる友人などに相談してみましょう。

部屋探しチェックリスト

職業	<input type="checkbox"/> 学生・ <input type="checkbox"/> 会社員・ <input type="checkbox"/> 自営業・ <input type="checkbox"/> その他 ()
日本語会話力	<input type="checkbox"/> できる・ <input type="checkbox"/> 日常会話程度・ <input type="checkbox"/> できない・ <input type="checkbox"/> 日本語ができる友人がいる
日本語読解力	<input type="checkbox"/> 読める・ <input type="checkbox"/> ひらがな程度・ <input type="checkbox"/> 読めない
①希望する家賃	() 円 ~ () 円
②入居希望日	() 年 () 月 () 日ごろ
③通勤・通学時間	() 駅から () 分以内
④希望する地域	() 駅の近く・ <input type="checkbox"/> 駅から徒歩 () 分以内
⑤建物の種類	<input type="checkbox"/> 集合住宅・ <input type="checkbox"/> 戸建住宅
⑥間取り (p.5参照)	<input type="checkbox"/> 1R・ <input type="checkbox"/> 1K・ <input type="checkbox"/> 1DK・ <input type="checkbox"/> 1LDK・ <input type="checkbox"/> 2LDK・ <input type="checkbox"/> 3LDK・ <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦部屋の階数	<input type="checkbox"/> 1階でも可・ <input type="checkbox"/> 2階以上 () 階
⑧風呂・シャワー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 風呂なしでもシャワーがあれば可
⑨トイレ	<input type="checkbox"/> 洋式・ <input type="checkbox"/> 和式でも可
⑩エアコン	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
⑪駐車場	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
⑫駐輪場	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
⑬その他	ペット <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否・ <input type="checkbox"/> 楽器演奏 <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否

優先順位を決めよう！

1		2		3	
---	--	---	--	---	--

1

不動産店を訪問

希望条件が整理できたら、不動産店を訪問し、部屋を探してもらいましょう。日本語に不安があれば、日本語ができる友人と一緒に訪問すれば安心です。部屋探しチェックリストをもとに相談してみましょう。

希望条件に近い空き部屋が見つかったら、不動産店の立会いのもと、下見に行きましょう。

下見のポイント

■間取り (台所の広さ、部屋数など)

■周辺環境 (交通機関、スーパー、コンビニ、病院は近くにあるかなど)

■構造 (木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造など)

■日当たり (方角、日照時間など)

■収納スペース (広さや使い易さなど)

■室内外の設備 (洗濯機やエアコン、家具等の設置場所があるかなど)

■携帯電話の電波状況 (室内で電波が圏外にならないかなど)

間取り図の見方

数字: 独立した部屋の数

R: 部屋

K: キッチン

D: ダイニング

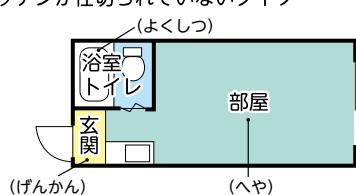
DK: ダイニングキッチン

L: リビング

LDK: リビングダイニングキッチン

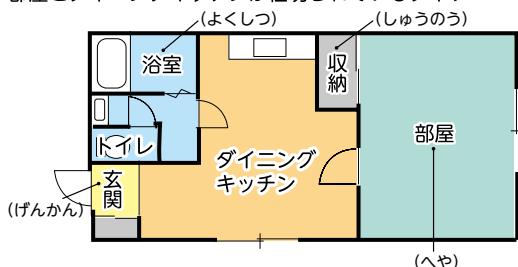
1R (ワンルーム)

部屋とキッチンが仕切られていないタイプ



1DK (ワンディーケー)

部屋とダイニングキッチンが仕切られているタイプ



1K (ワンケー)

部屋とキッチンが仕切られているタイプ



1LDK (ワンエルディーケー)

部屋とリビングダイニングキッチンが仕切られているタイプ



2

契約をする

契約の準備

赤下線の太字については、p.15「不動産用語の説明」を参照ください。

部屋が決まつたら、「入居申込書」を不動産店に提出します。貸主の承諾がでたら契約の準備です。契約の担当者に確認し、契約のときに持つて行く書類（住民票、在留カード、パスポート、所得証明書、在学証明書など）を準備してください。また、契約のときには、最初の1ヶ月分の家賃や共益費（管理費）、敷金、礼金、不動産店への報酬や損害保険料（下記参照）などが必要となります。契約のときにいくらお金を用意する必要があるかについても、契約の担当者にしっかりと確認しておきましょう。

賃貸借契約では、親族や友人などに「連帯保証人」となつてもらうことが一般的です。自分で見つけることができないときは、あなたが学生の場合、学校にも相談してみましょう。学校が公益財団法人日本国際教育支援協会（P.16参照）の留学生住宅総合補償という制度を利用していれば、連帯保証人を引き受けくれることもあります。また、最近は、「連帯保証人」ではなく、「家賃債務保証制度」を利用することも多くなっています。

損害保険について

万一の火事や水漏れに備えて、部屋を借りている間は損害保険に加入する必要があります。火事や水漏れなどを起こすと、貸主や住人への損害を賠償するため、たくさんのお金が必要です。保険に加入していれば、保険金を受け取ることができます。いろいろな保険があるので、補償内容をよく確認して加入しましょう。

契約をする

契約をするときには、不動産店で、契約の担当者から重要事項説明がありますので、日本語ができる友人などと一緒に、わからないことは確認するようにしてください。

契約書は、2通作られます。内容をよく確認し、わからない点などがなければ契約書にサインをします。印鑑がある人は、契約書に印鑑も押します。

また、入居してから困ったことがあったときに連絡することとなる、部屋を管理する担当者を確認しましょう（契約を担当する不動産店とは別の場合もあります）。



3 入居する

入居時の室内の確認

契約をしたら、荷物を部屋にいれる前に、管理の担当者と室内のようすを確認します。壁や床などのキズや汚れ、部屋についている設備などがきちんと動くかなどをしっかり確認することが大切です。

◎電気・ガス・水道の申込み

入居前に申込みが必要な場合があります。あなたの住む地域の電力会社・ガス会社・市区町村等の水道部局などの連絡先を管理の担当者に確認しましょう。

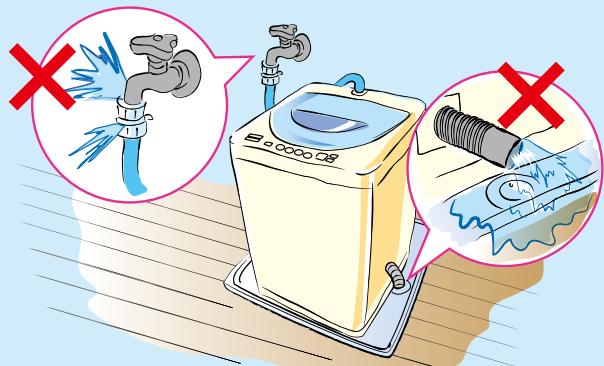
ガスの開栓には、本人の立会いが必要です。事前にガス会社に連絡し、入居する日にガスの元栓を開けてもらうよう頼むとよいでしょう。その際、あわせてガス器具の設置もしてもらうほうが安全です。

◎通信環境の確認と電話・インターネットの接続

通信環境は部屋により異なりますので管理の担当者に確認をします。電話線や光回線などの引込みの有無や種類、電話会社により、電話やインターネット接続の方法には違いがありますので注意してください。

◎洗濯機の設置

洗濯機は相当な重量があり、ホースにより排水をするので水漏れなどがおこったら大変なことになります。自分で設置するときは、水道の蛇口や排水溝に正しく取り付けてください。
決められた場所に正しく設置しましょう。



◎郵便物

あなたの部屋のドアや玄関にある部屋別の郵便受けに名前を書いたカードなどを貼ってください。



◎土足厳禁

玄関で靴を脱いで、家の中に入ります。



◎生活必需品を揃える

家具・カーテンなどの備え付けは原則ありません。生活に必要な家具や家電、寝具、台所用品、バス・トイレ用品などは自分で用意しましょう。

4

入居中の規則

入居中の留意点

入居中に、とくに気をつけておくべきことは、次のとおりです。契約書に書いてある内容を確認し、わからないことはあらかじめ管理の担当者に聞きましょう。

① 家賃・共益費（管理費）の支払い

家賃や共益費は、契約で決められた金額を、決められた方法（指定の銀行の口座に振込む方法や、直接貸主などに支払う方法など）で、決められた期限までに支払ってください。家賃などの支払いが遅れると、管理の担当者から催促がありますし、契約が解除されることもあります。

② 部屋の使用にあたっての規則の遵守

借りている部屋や備え付けの設備の使用方法などには決まった規則があります。その規則を守らずに設備などをこわしてしまったときは、その修理費用を支払わなければなりません。また、契約が解除されることがあります。契約書や入居のしおりなどに書いてあるルールを確認しましょう。

③ 生活ルールの遵守

近隣の迷惑とならないよう、音や生活習慣の違いによる匂いなどにも気をつけます。また、ゴミの分別や捨てる場所、自転車をとめる場所などについてもルールがあります。契約書や入居のしおりなどに書いてあるルールを確認し、まわりの人とトラブルにならないよう気をつけましょう。

・生活騒音の注意

生活騒音はトラブルの原因になります。目安として午後10時から午前8時頃までは特に大きな音を出さないように注意しましょう。



・ゴミの出し方

ゴミの出し方は、あなたが住んでいる地域（市区町村）によって決められています。ゴミの種類ごとに回収日や時間帯、回収方法が決まっていますので、入居時に必ず確認してください。

ゴミ出しのルールを守らないと、回収されず、多くの場合トラブルになります。



粗大ゴミ



※これらの分類は一例です。

・台所

料理をするときには換気扇を回し、室内に匂いが残らないように注意してください。特に油料理は流し台や壁にも油汚れがつきますので注意してください。

流し台の排水溝に油や生ゴミなどを直接流してはいけません。排水溝が詰まり、水が流れなくなり、水漏れや悪臭の原因になります。

・浴室（シャワー）・トイレ

浴室はカビなどが生えやすい場所なので、こまめに換気し、掃除をしましょう。

トイレも常に掃除をし、清潔に使いましょう。また、トイレットペーパー以外は流してはいけません。排水溝が詰まり、水が流れず便器からあふれ出て水漏れや悪臭の原因になります。



・廊下・階段（共用部分）

借りている部屋以外の廊下や階段はみんなで使う共用部分です。地震や火事が起きたときなど緊急の時には、避難通路にもなるので、自分の荷物やゴミなどを置いてはいけません。

また、廊下などで住人とすれ違ったときには��拶をしましょう。



・ベランダ

ベランダは緊急時の脱出・避難用として使われます。隣のベランダとの仕切り板などの前には物を置かないようにしてください。



・喫煙

喫煙不可の部屋を除き、喫煙は可能ですが、タバコのヤニが壁、天井などについてシミになると、別途クリーニング費用を請求されることがありますので注意してください。

また、共用部分（廊下、階段など）では喫煙はできません。なお、火の後始末には十分注意しましょう。

・駐車場、駐輪場

自動車は必ず駐車場を借りる必要があります。路上駐車はしてはいけません。駐車場は多くの場合が有料です。空いているからといって、自分が借りている駐車場以外へ駐車してはいけません。

また、バイク、自転車は駐輪場などの決められた場所にきちんと並べて置きます。

④ かってに友人などといっしょに住んではいけません

借りている部屋に、かってに友人などといっしょに住むことはできません。契約で「禁止」となっていることもあります。まずは管理の担当者に相談してください。

⑤ ペットについて

動物の種類にもよりますが、ペットの飼育は原則禁止されていますので、管理の担当者によく確認しましょう。飼える場合でも、動物の種類や大きさ、共用部分に連れ歩く際のルールが決められていることが多いので注意しましょう。

⑥ まわりの人とトラブルになってしまったときの対応

まわりの部屋の音がうるさいなど、困ったときは管理の担当者に相談してください。また、トラブルとなったときは、直接その人と話をするのではなく、管理の担当者に連絡し、対応してもらうようにしてください。

⑦ 部屋を長期間不在とするときの手続き

一時帰国をするときのように、長期間留守にするときは、あらかじめ管理の担当者に連絡してください。連絡せずに留守にしてしまうと、何かあったときに大きな問題となります。

⑧ 契約期間の途中で引っ越ししたいとき

引っ越しのため今住んでいる部屋の賃貸借契約を終わりにしたいときは、あらかじめ（「1カ月前までに」となっているケースが一般的です）管理の担当者に連絡し、手続きをしてください。

5

契約が終わるとき

契約が終わるときの留意点

賃貸借契約が終わるときに、とくに気をつけておくべきことは、次のとおりです。契約書に書いてある内容を確認し、わからないことはあらかじめ管理の担当者に聞きましょう。

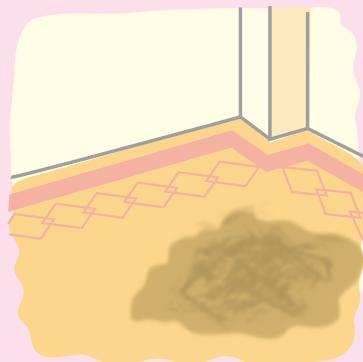
また、退去の時期が決まつたら、必ず管理の担当者に連絡してください。

① 部屋を明け渡すとき（室内の確認と原状回復）

自分で買った家具や家電などを部屋に置きっぱなしにしておくことはできません。引っ越し先に移すか、処分しなければなりません。部屋を明け渡すときは、管理の担当者といっしょに、部屋のようすを確認します。キズや汚れなどを確かめ、その原因などをつたえてください。



また、部屋を明け渡すときは、原状回復をしなければなりません。原状回復の工事は貸主が行いますので、あなたはその費用を支払うことになります。ふつうは、敷金からその費用が引かれ、敷金で足りないとき、別にお金を支払うことになります。原状回復についてわからないことなどがあれば、管理の担当者に確認してください。



② 契約を更新するとき

契約期間が終わっても、引き続きその部屋に住みたいときは、契約を更新します。ふつうは管理の担当者から更新のお知らせがくるので、そのときに手続きを確認してください。なお、契約で、更新のときにお金を支払うこと（これを「更新料」といいます）が決まっていれば、そのお金も支払います。

なお、賃貸借契約には、更新ができない「定期借家契約」というものがあります。定期借家契約では、引き続き住み続けたい場合には、あらためて契約をすることが必要です。

③ 電気・ガス・水道の解約

引っ越しの1週間前までに、電力会社・ガス会社・市区町村等の水道部局に解約の連絡をし、そのまでの使用料金を精算します。

④ 電話・インターネットの手続き

電話は契約している電話会社に、インターネットは契約しているプロバイダーに住所移転等の連絡をします。

⑤ 明け渡し・鍵の返還

部屋を明け渡すときに鍵を返還します。

6

緊急時・災害への備え

地震

①防災マップ、避難経路を入手

- あなたが住む自治体で作成している情報誌・防災マップなどを入手し、居住地の近くの第一次避難場所等を把握しておきましょう。
- 避難場所へ行くための道路地図（避難経路）などを自治体で作成している場合もありますので、入手しておくことも大事です。

②非常時に備えて準備をしておく

- 両手が使えるリュックサックに、必要なものを入れ、いつでも持ち出せるように備えておきましょう。

非常持ち出し品の例

[非常用持出袋は目安として男性で15kg以下、女性で10kg以下に]



・飲料水	・非常食
・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証、パスポート、在留カードなど）	
・救急用品、常備薬	・ヘルメット、防災ズキン
・マスク	・軍手
・毛布、タオル	・雨具（兼防寒具）
・使い捨てカイロ	・マッチやライター
・洗面用具	・携帯トイレ
	・懐中電灯
	・携帯ラジオ、予備電池
	・ティッシュ、ウエットティッシュ
	・家族、親戚、友人の連絡先
	・衣類、下着
	・携帯電話の充電器

③地震が来たら

大きな揺れを感じたらむやみに外へ出ると危険です。状況を見て判断しましょう。

まずは、身の安全の確保です。丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくし、落下物などから頭部を保護します。揺れがおさまったら、火の元を確認しましょう。

テレビやラジオ、インターネットなどで災害情報を確認して、冷静に行動することが大切です。



④災害時の安否確認・情報収集

災害時には、回線が混雑して電話がつながらないことが想定されます。普段から安否確認の方法などを確認しておきましょう。

・災害用伝言ダイヤル

電話番号「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが伝言を再生できます(国内のみ)。

・災害用伝言板

携帯電話やPHSからインターネットを使用して文字情報を登録し、自分の電話番号を知っている家族などが情報を閲覧できます。

・その他

災害時にはソーシャルネットワークサービス(SNS)が情報伝達の手段として広く活用されます。また、スマートフォンや携帯電話のワンセグ機能でテレビ放送を見ることでも情報収集が可能です。あなたの生活範囲で受信できるものを確認しておきましょう。



こちらは災害用伝言
ダイヤルセンターです

火事

すぐに水で十分にぬらした毛布やタオルをかけ、それでも火が消えないときは消防署(電話番号119)へ通報し、速やかに退避します。退避の際は、近隣の住民に火事であることを大声で知らせましょう。

また、ドアや窓を閉めると被害の増大が防げます。



停電

停電している場合は、近所一帯か自分の部屋だけか確認しましょう。自分の部屋だけの場合、ブレーカーや漏電遮断機が切れていないかを確認します。切れている場合は、使用中の電気器具のコンセントを抜いてからスイッチを入れ、再び切れるようなら漏電の可能性もあるので、管理の担当者に連絡してください。



ガス漏れ

ガス臭いと感じたら窓や戸を開け換気し、ガスメーターの元栓を閉めます。爆発を防ぐため火の使用は禁止し、換気扇や照明もつけずにガス会社へ連絡してください。

日頃からガスの元栓の開閉具合の確認、ガスのゴム管の劣化具合を確認しておきましょう。ガス器具に異常があれば、すぐにガス会社へ連絡してください。

ガスが止まつたら

ガス漏れではありませんが、地震などの大きな揺れでガス機器が点火(使用)できることもあります。

屋外または玄関脇や共用廊下のメーターBOX内にあるガスマーテーの復帰ボタンを押すことで復旧することもあります。



水漏れ

すぐに水を止め、こぼれた水を拭き取りましょう。床下まで水が浸透している場合はすぐに下の階の住人に連絡してください。一般的に多い水漏れの原因は、洗濯機の排水トラブルや窓の閉め忘れによる雨水の浸入です。洗濯機などの排水がスムーズに流れるか日頃からチェックしましょう。

凍結による水道管の破裂

寒冷地では、冬に水道管が凍結により破裂することがあります。事前の予防策を管理の担当者に相談してください。



鍵の紛失

鍵の紛失は、盗難の被害にもつながるおそれがあります。

鍵を紛失した場合は、すぐに管理の担当者に連絡し、相談してください。状況によって対応が異なりますが、営業時間内であれば、鍵の貸出・交換などが可能です。

盗難

空き巣の被害にあつたら、すぐに警察(電話番号110)に通報しましょう。通帳やカードなどが盗まれた時は、すぐに金融機関に連絡をし、使用停止の手続きをとってください。

戸締まりを確実にすることが重要です。数分の外出でも、必ず鍵を閉めましょう。

ふどうさんようご せつめい ●不動産用語の説明

① 不動産店（ふどうさんてん）

家などの不動産の専門家で、賃貸借契約などのお世話をする業務が認められている店のこと。正式には「宅地建物取引業者」といいます。ハトマークがついた不動産店は、宅建協会と全宅保証の会員（全不動産店の約8割が加入）です。

② 家賃（やちん）

部屋を借りるため毎月貸主に支払うお金のこと。日本では、家賃は毎月前払いと支払うのが一般的です。

③ 共益費（きょうえきひ）・管理費（かんりひ）

家賃とは別に、建物の玄関や階段、廊下など、ほかの借主といっしょに使用する部分の維持・管理にあてるお金のこと。ふつうは家賃といっしょに毎月支払います。

④ 敷金（しきん）

借主が家賃などを支払えないときのために貸主に預けるお金のこと。敷金は、契約が終わったときに返ってきますが、借主が家賃などを支払っていないかったときは、その分が差し引かれます。また、契約であらかじめ一定の額を差し引いて返還するという定めがある場合（敷引き）もあります。

⑤ 礼金（れいきん）

契約書の定めにしたがい、敷金のほかに、契約のときに貸主に払うお金のこと。これは、敷金とちがい、契約が終わっても戻ってきません。

⑥ 連帯保証人（れんたいほしょうにん）

借主が家賃などを支払わないとき、かわりに貸主に対し支払いをする人のこと。連帯保証人が家賃などを支払ったときは、借主が連帯保証人に支払わなければなりません。借主が支払わないと連帯保証人に迷惑がかかります。

⑦ 家賃債務保証制度（やちんさいむほしょうせいど）

借主が家賃などを支払わないとき、専門の会社がかわりに貸主に対して支払いをすること。賃貸借契約のときに、家賃債務保証制度を行う会社とも、保証のための契約をし、保証料を支払います。その会社が滞納家賃などを支払ったときは、借主がその会社に支払わなければなりません。

⑧ 重要事項説明（じゅうようじこうせつめい）

不動産の契約の専門の人（正式には「宅地建物取引士」といいます）が、借主に対し、部屋のようや契約の条件などについて、書面をわたして説明すること。

⑨ 入居のしおり（にゅうきょのしおり）

借りている部屋や設備の使用方法などが書かれた書面のこと。契約のときに契約書とは別に、管理の担当者からわたされることがあります。

⑩ 共用部分（きょうようぶぶん）

住んでいるみんなが使う玄関、廊下、階段、エレベーターなど。

⑪ 原状回復（げんじょうかいふく）

契約が終わり部屋を出るときに、わざと、あるいは不注意で付けたキズや汚れなどをきれいにし、契約の定めにしたがい修理などをすること。

⑫ 更新（こうしん）

契約の期間が終わったときに、あらためて契約をするのではなく、きました手続きにしたがい、そのまま賃貸借契約を続けること。

⑬ 定期借家契約（ていきしゃくやけいやく）

契約の期間が終わったときに、必ず契約が終了する契約のこと。借主が続けて部屋を借りたいときは、改めて契約をすることが必要。

●お役立ち情報

①一般財団法人 自治体国際化協会

<http://www.clair.or.jp/tagengo/>

(多言語生活情報ホームページ)

日本語、英語、ドイツ語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ロシア語、やさしいにほんごの各言語で、部屋を借りる時に必要な情報提供をしています。

②公益財団法人 日本国際教育支援協会

<http://www.jees.or.jp/crifs/index.htm>

(留学生住宅総合補償)

連帯保証人が学校である場合に、その学校や留学生を支援する制度です。

電話：03-5454-5275

あなたの生活便利帳

●緊急連絡先

連絡先名	電話番号
管理業者(管理の担当者)	
すい道 水道	
ガス	
電気	
役所	
病院	
銀行	

●家族・親類・友人等の連絡先

名前	勤務先・学校	電話番号

●地区の広域避難場所

部屋を借りる人のためのガイドブック

2015年11月発刊

監修 田邊 信之 公立大学法人宮城大学 教授（監修責任者）
齊藤 広子 横浜市立大学 国際総合科学部 教授
佐藤 貴美 佐藤貴美法律事務所 弁護士
川村 光代 独立行政法人日本学生支援機構 大阪日本語教育センター教員

発行者
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
National Federation of Real Estate Transaction Associations

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
National Association for Real Estate Transaction Guaranty

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号 全宅連会館

T E L (03)5821-8111(代)・F A X (03)5821-8101

公式サイト <http://www.zentaku.or.jp/>

◎不許複製

インターネット掲載不可



ハトマークは全宅連系47都道府県協会会員のシンボルマークです。
2羽の鳩は、消費者のみなさまと会員会社の“信頼と繁栄”を意味しています。
使用されている3色は、赤が“太陽”、緑が“大地”、そして白が不動産取引の“公正”を表しています。

<http://www.hatomarksite.com>